第六号様式別表五（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

第六号様式別表五記載要領１中「あわせて」を「併せて」に、「第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第１項の規定の適用を受ける法人、同法第67条の15第１項の規定の適用を受ける法人、同法第68条の３の２第１項の規定の適用を受ける法人又は同法第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人」を「第57条の７第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項、第68条の３の３第１項、第68条の57第１項、第68条の62第１項若しくは第２項、第68条の64第１項若しくは第68条の65第１項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の３第１項若しくは第26条の３第１項の規定の適用を受ける法人」に改め、同様式別表五記載要領５とし、同様式別表五記載要領３中「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」を「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑨」に改め、同様式別表五記載要領３を同様式別表五記載要領４とし、同様式別表五記載要領２の次に次のように加える。

３　「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉟）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊹）①」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊹」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額⑼」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

第六号様式別表五の１１の表中「（第６号様式⑳＋同様式㉑）又は別表５㉔」を「第６号様式⑳又は別表５㉒」に改め、同様式別表五の１１記載要領２中「単年度損益（第６号様式⑳＋同様式㉑）又は別表５㉔　⑤」を「単年度損益　第６号様式⑳又は別表５㉒　⑤」に、「（第６号様式⑳＋同様式㉑）」とあるのは「（第６号様式⑳＋同様式㉑－別表11⑫）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表11⑫）」を「第６号様式⑳」とあるのは「（第６号様式⑳－別表10⑫）」と、「別表５㉒」とあるのは「（別表５㉒－別表10⑫）」に、「（第６号様式⑳＋同様式㉑）」とあるのは「（第６号様式⑳＋同様式㉑－別表11㉔）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表11㉔）」を「第６号様式⑳」とあるのは「（第６号様式⑳－別表10㉕）」と、「別表５㉒」とあるのは「（別表５㉒－別表10㉕）」に、「（第６号様式⑳＋同様式㉑）」とあるのは「（第６号様式⑳＋同様式㉑－別表11㊱）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表11㊱）」を「第６号様式⑳」とあるのは「（第６号様式⑳－別表11⑫）」と、「別表５㉒」とあるのは「（別表５㉒－別表11⑫）」に、「別表４の㊱」を「別表４の㉞」に、「別表４の２付表の㊺」を「別表４の２付表の㊸」に、「減算した金額を記載すること。」を「減算した金額を記載し、第６号様式別表５の㉖から㉚までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。」に改める。